

かつらぎ町情報セキュリティ基本方針

昨今、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は、私たちの生活だけでなく、経済や社会のあらゆる面で拡大している。一方で、個人情報の漏えい、不正アクセスや新たな攻撃手法による情報資産の破壊・改ざん、操作ミス等によるシステム障害等の発生が後を絶ちません。また、自然災害によるシステム障害や疾病を起因とするシステム運用の機能不全にも備える必要があります。

本町では、住民の個人情報や行政運営上重要な情報を多数取り扱っています。また、電子自治体の構築も進み、多くの業務が情報システムやネットワークにより運用されています。したがって、これらの情報資産を様々な脅威から防御することは、住民の権利、利益を守るためにも、また、行政の安定的、継続的な運営のためにも必要不可欠であります。同時に、本町には、地域全体の情報セキュリティ基盤を強化していく役割も期待されています。

これらの状況を鑑み、本町における情報資産に対する安全対策を推進し、住民からの信頼を確保し、さらに地域に貢献するため、以下のことを積極的に取り組むことを宣言します。

- (1) 情報セキュリティ対策に取り組むための全庁的な体制を確立する。
- (2) 情報セキュリティ対策の基準として情報セキュリティ対策基準を策定し、その実行のための手順等を盛り込んだ実施手順を策定する。
- (3) 本町の保有する情報資産を適切に管理する。
- (4) 情報セキュリティ対策の重要性を認識させ、当該対策を適切に実施するために、職員等に対して必要な教育を実施する。
- (5) 情報セキュリティインシデントが発生した場合またはその予兆があった場合に速やかに対応するため、緊急時対応計画を定める。
- (6) 情報セキュリティ対策の実施状況の監査および自己点検等をとおして、定期的に対策の見直しを実施する。
- (7) すべての職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行にあたって情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準および情報セキュリティ実施手順を遵守する。
- (8) 地域全体の情報セキュリティの基盤を強化するため、地域における広報啓発や注意喚起、官民の連携・協力等に積極的に貢献する。

平成28年1月4日

かつらぎ町長

